

## カトリック精華教会小教区評議会規約

わたしたちの主イエス・キリストは全生涯、十字架上の死と復活をもって神の国の福音を告げ知らせ、その使命を教会にお委ねになりました。そして、教会は神の民としてキリストの光をあらゆる人々にもたらす使命を持っています。わたしたちは、日常生活においてキリストの教えを守り、祈り福音を証しするように呼ばれています。

カトリック精華教会は京都の南端、川西村（現精華町）に1950年、大天使ラファエルを守護者として、城南天主公教会として、設立されました。その後、幾多の変遷を経て、その時々において、神がわたしたちを導いてこられたことを経験しました。

この度、第二バチカン公会議の方針と京都司教区における共同宣教司牧を推進するために、小教区評議会規約を作成しました。わたしたち精華教会として、福音宣教に遣わされる教会共同体となるために次の事項を基本理念といたします。

1. すべての教会の構成員は、祈り、学び、相互の協力、分かち合いによって信仰を深め、自己刷新に努める。
2. 教会共同体の運営は、常に福音の精神に基づいて、ともに祈り、話し合い、共同の責任と構成員全体の識別をもって行われる。

### (名称)

第1条 この会は、カトリック精華教会小教区評議会（以下「小教区評議会」という）と称する。

### (設置の目的)

第2条 小教区評議会はカトリック普遍教会の教えと京都教区の方針に一致したビジョンを持ち、福音宣教する共同体になるという「共同宣教司牧」の目的のために資する運営を行うために設置する。

### (主宰)

第3条 評議会は、京都司教から任命されたブロック担当司祭団（以下司祭団という）が主宰する。場合によって、司教から任命された修道者がこれに含まれる。

### (小教区評議会)

第4条 小教区評議の組織は以下のメンバーによって構成される。

- |                           |     |
|---------------------------|-----|
| 1) 信徒代表として選出された「役員」       | 3名  |
| 2) 各部会の代表者                | 各1名 |
| 3) 幼稚園代表者                 | 1名  |
| 4) 司祭団により出席を要請された任意団体の代表者 |     |
| 5) 司祭団が必要と認めた者            |     |

(小教区評議会の開催)

- 第5条 小教区評議會は、司祭団の招集によって8月を除く隔月(2ヶ月)1回開催する。  
なお、臨時の評議會も、司祭団の判断によって開催することができる。
2. 開催月は偶数月とする。

(審議事項)

- 第6条 小教区評議會は、精華教会の運営、活動全般に関わる事項について審議する。
- 1) 精華教会の宣教司牧に関する基本的方針(長期、短期)の作成
  - 2) 宣教司牧方針に基づく年間行事の決定
  - 3) 予算、決算の承認、及び予算外の支出の承認
  - 4) 各部会、任意団体の設置、改変
  - 5) 教区、ブロック会議の決定事項への対応
  - 6) 小教区評議會規約の変更
  - 7) 教会総会の準備
  - 8) その他の重要事項

(小教区評議会の審議決定及び承認)

- 第7条 審議に当たっては、福音の精神による対話と祈りを大切にし、結論を出す。その決定事項は司祭団の承認を経て、実行されるものとする。

(役員を選出)

- 第8条 役員の数数は3名とする。
2. 役員を選出は、満20歳以上の在籍信徒による投票により推薦された候補者の中から司祭団が調整し、指名、任命する。
  3. 役員の任期は2年とし、連続しての再任は認めない。
  4. 役員候補の推薦は役員の任期開始前年の12月に行う。
  5. 役員が任期途中で欠員となった場合は、前2項に準じて補欠者の推薦任命を行うことが出来る。
  6. 前項の選出方法、時期、及び任期は状況に合わせて司祭団が指示することがある。

(役員の仕事)

- 第9条 役員は司祭団とともに、精華教会における「共同宣教司牧」の推進のために協力して、精華教会全体の運営について調整する。
2. 役員は小教区評議會の準備、議事運営、記録等を行う。
  3. 役員は精華教会の代表として「ブロック会議」に出席する。
  4. 役員はブロック会議の決定事項を小教区評議會に報告し、必要な提案を行う。
  5. 役員は小教区内の諸連絡、各部会間の連絡、調整を行う。
  6. 次期役員を選出準備を行う。

(部会)

第10条 各部会は、小教区評議会で決定された

(部会の種類及び活動)

第11条 部会として教育部、典礼部、広報部、施設管理部、財務部、国際協力部、社会活動部を置く。

2. 各部会の部員は全信徒に公募するが、財務部に関しては、奉仕の性格上公募せず、司祭団が指名、任命する。
3. 部会の業務掌握は別途定めて公示する。

(部会の代表者)

第12条 各部会より1名ないし2名の代表者を選出する。

2. 代表者の選出方法は部会の構成員の中から、部員の推薦によって選出する。なお、役員及び他の部会の代表者との兼任は認めない。
3. 代表者の任期は1年とし、再任は原則として認めない。

(部会代表者の任務)

第13条 部会代表者は小教区評議会で決定され、司祭団の承認を得た事項を、部員に周知し、実行する。

2. 部会代表者は部会の年間活動計画、及び予算を作成し、小教区評議会の承認を受け執行する。
3. 部会代表者は規約第4条によって小教区評議会に評議員として出席する。
4. 部会代表者はブロック部会に出席し、その決定事項を小教区評議会で報告し、必要な提案を行う。

(精華第三日曜会)

第14条 共同体の意見交換、情報交換を行うために、精華第三日曜会を設ける。

2. 精華第三日曜会は8月を除き毎月第3日曜日に開催され、だれでも自由に参加できる。
3. 精華第三日曜会では評議員が司会し、必要であれば司会者は話し合われた事柄を評議会へ報告する。

(会計監査)

第15条 小教区評議会は会計監査を置く。監査は2名とし、司祭団が指名し、任命する。

2. 会計監査は精華教会の財務全般に関する監査を行い、その結果を小教区評議会に報告する。
3. 会計監査の任期第12条3項の規定を準用する。

(任意団体)

第16条 小教区評議会及び司祭団の承認のもとに、規約第11条に定める部会とは性格を異にした任意団体を設置することができる。

2. 前項の任意団体の代表者は、小教区評議会、及び司祭団の承認があれば小教区評議会に出席する事ができる。

(小教区総会)

第 17 条 司祭団は必要に応じて信徒全員が参加する機会を開催することが出来る。

2. 総会は小教区評議会で決定され、司祭団によって承認された事項にいついて、信徒への周知の機会であり、また信徒が精華教会の運営にいついて自由に意見を述べる機会の場とする。

付則 本規約の制定、変更は教区司祭の認可を得て発効する。

付記 本規約の教区司教の認可 2007年12月31日 発効 2008年 1月 1日

付記 本変更規約は、教区司教の認可を得て発効する。

付記 本変更規約の教区司教の認可 2014年4月21日 発効 2014年 4月21日

付記 本変更規約は、教区司教の認可を得て発効する。

付記 本変更規約の教区司教の認可 2016年12月19日 発効 2016年 12月19日

十ハウロ 天塚喜直

